

埼労安発 1104 第 1 号
令和 3 年 11 月 4 日

一般社団法人埼玉県経営者協会会長 殿

埼玉労働局職業安定部長



雇用保険法の改正に係る周知について

職業安定行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、第 201 回通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 14 号）が令和 2 年 3 月 31 日に成立（同日公布）し、令和 4 年 1 月 1 日より、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち 2 つの事業所での勤務を合計して所定の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度として施行されることとなりました。

つきましては、本改正に係る周知資料を別添のとおり送付いたしますので、貴会におかれましても、本資料をご活用いただきますとともに、傘下会員事業者の皆様への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点などございましたら、埼玉労働局職業安定部職業安定課雇用保険係又は各ハローワークまでお問い合わせくださいますよう、併せてお願いいたします。

【担当】

埼玉労働局職業安定部職業安定課
雇用保険係

TEL：048-600-6208